統一地方選挙迫る

悔いのない一票を
…いまこそ公明選挙推進のとき…

四月は、県議会議員選挙（十七日）、市議会議員選挙（三十日）と身近な選挙がつづいて行なわれますが、いまこそ公明選挙運動を推進すべき絶好の機会です。

◇あなたの入場券は届いていますか

どんなに、正しく清い一票を行使しようと思っても、あなたが選挙人名簿にのっていなければ投票することができません。市選挙管理委員会では二日頃までに入場券を各世帯に配布いたしますが、もしあなたに選挙権があって、入場券が届かない場合は、こんど新しく名簿にのる人か、またはなにかの手違いで名簿からもれたものかいずれかの方です。

このような方は、入場券と一緒に配布される「補充選挙人名簿登載申請書」を期限までに必らず申請して下さい。補充選挙人名簿は、申請によらなければ登載できないことになっていますから、入場券が届いているかたしかめて間違いのないようにして下さい。万一県議選にもれた場合は、市議選の際にもう一度補充選挙人名簿をつくることになっています。

◇選挙当日不在の方のために

商売上の都合とか、会社関係とか、いろ〳〵な都合によって選挙当日留守にして、その日投票できない方がおられることと思います。そのような方のために「不在者投票」という制度があります。この不在者投票は、手続上むづかしいとお考えになって敬遠されるようですが、そんなに面倒なことではありません。その理由がやむを得ないものであれば簡単な手続きで投票ができます。また不在者投票は、市役所で投票することになっており（駐在室ではできません）事前に選挙管理委員会、駐在室に相談下されば一層好都合です。

◇字の書けない方のために

いままで数多くの選挙が行なわれましたが、毎回多数の無効投票があります。その無効投票の中に「白票」「〇」などの票が見受けられますが、これは意識して投票される方もあるでしょうが、なかにはその場にきて字が書けなくてやむなくなにも書かないでそのまま投票される方が大部分かと思います。また鉛筆をもったものの書けなくて「〇」や「×」等をかいて投票する方はないでしょうか。このように字の書けない方のために「代理投票」という制度があります。この方法は、字が書けない（身体の障害または、あきめくらでもよい）旨を投票所にきて申し出ればよいので、二人の補助者があなたが希望される候補者の氏名を投票用紙に書いてやりますから、それを投票して下さい。この場合口頭で候補者の名前を言う代りに候補者の氏名を書いてもらって持ってきてもよいことになっています。

字の書けないために棄権をしないようにして下さい。

◇選挙事務室を開設

選挙管理委員会では、三月二十三日から市役所三階傍聴席に選挙事務室を開設しました。四月三十日までは日曜日祝祭日でも午前八時三十分から午后五時まで係員がおりますから、補充名簿の申請、不在者投票の相談、立候補の準備等お気軽に相談にお出で下さい。なお電話をおかけになるときは、(72)二一一一番にかけて選挙事務室を呼んで下さい。日曜日、祝祭日と土曜日の午后からは(72)二一一三番にかけて下さい。

◇悔いなき一票を

四月選挙は最も身近な選挙です。身近であればある程情実にはしりやすいもので買収饗応は法にふれる選挙違反ですが、情実による投票には法の制裁はありません。情実は一種の買収であり、大きな選挙違反であると断定できるのは私達自身の良心ではないでしょうか。良心に恥じない正しい投票「一票はあなたのもの」であることをお忘れなく、この身近な四月選挙において公明選挙運動を身をもって実践しましょう。

県議会議員選挙　四月十七日
市議会議員選挙　四月三十日

分譲住宅希望者の申し込み受付け中

住宅難の緩和をはかるために、県では住宅金融公庫の協力を得て、みなさんの希望にそった住宅を建ててお譲りしています。

昭和三十八年度の分譲住宅希望者の申込みを次によって受け付け中ですから、ご希望の方は福祉事務所にお出で下さい。

（註）申込み者が一〇名以上の場合は、抽せんによってきめさせていただきます。

一、申込み期間
　四月一日から二十日まで
二、申込み場所
　白根市福祉事務所
三、建築予定地
　白根市鯵潟地内
四、申込み人の収入条件　月額二四、〇〇〇円以上
五、住宅金融公庫の金融条件
　十八年月賦元金均等償還で年利五分五厘
六、自己負担額　建築工事請負納入時期　契約直後に約半額入居の時に残額を納入する
七、譲渡予定価格

建築坪数	譲渡予定価格	公庫融資額	自己負担予定額
十二坪	一一〇万円	五〇万円	六〇万円
十五	一二〇	六〇	六〇
十八	一五〇	七〇	八〇

（いづれも六〇坪の宅地付の価格）

八、建築予定時期
　昭和三十八年六月着工
　昭和三十八年十月竣工
九、建築予定戸数　一〇戸
　なお詳細については、白根市福祉事務所にご相談下さい。

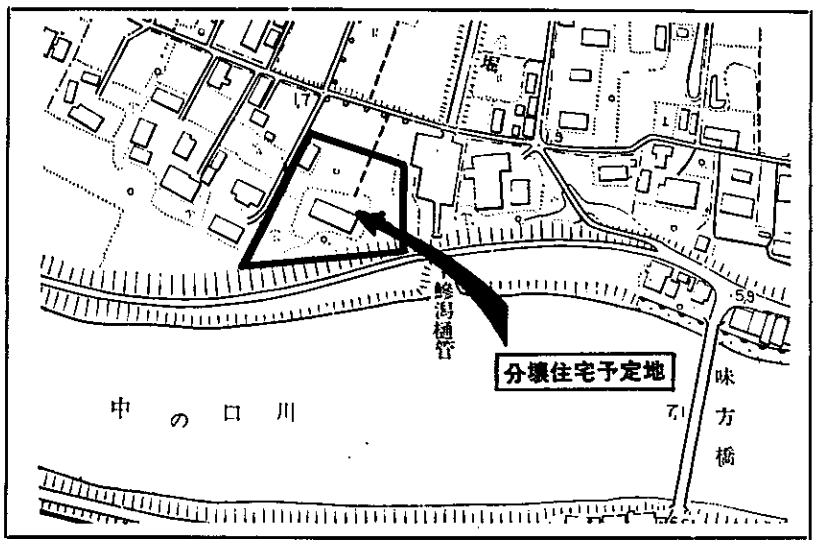

国民年金

三月までの国民年金保険料は四月三十日までに納ましょう

三十七年度の国民年金保険料の納入率（二月末日現在）は昨年同期日より一〇%も伸び一〇〇%納入まであと一息というところです。

本年度分保険料の最終納期限である四月三十日までは、被保険者みなさんの一層のご協力をお願いします。

毎年繰り返されることですが、最終納期限を過ぎると市役所に納めることができなくなり、特別の納付書をつくってもらって銀行か郵便局へ納めなければならなくなるほか、印紙納入のように手帳に検認印（受領印）を押すことができず、受領書を手帳にはりつけておかなければなりません。保険料の期限内納入はいろいろの年金がうけられる要件になるほか、無駄な手数を省くためにおいても是非期限内に納入されることをおすすめします。

◎出しあつて幸を分け合う国民年金

◎年金でみんな明るい老後の設計

簡易生命保険積立金融資事業決まる

本市では、簡易生命保険積立金融資による事業として、これまでにも数多くの事業がなされてきました。昭和三十七年度事業として、松橋小学校の屋内運動場改築工事（木造平家建九〇坪）が、事業費三二五万円で安達建設興業株式会社の請負でいま工事が進められています。これに要する経費のうち、申請中であった起債がこのほど簡易生命保険積立金融資分として一〇〇万円が決定になりました。

また地盤沈下対策事業は、国の事業として現在施工中でありますが、この地元負担金は四七三万円であり、この費用のうち、一八〇万円が同じく簡易生命保険積立金融資分の起債として決定になりました。

あなたも海外へ行かれます
—才五回青年海外派遣団員とてし—

次代をになう青年から広く海外の実情を視察して、青年の国際的視野を広めてもらうために、総理府では次のとおり「第五回青年海外派遣」の希望者を募っています。

詳細については四月十五日まで、市教育委員会社会教育課にお問い合せ下さい。

○派遣先及び出発予定期と期間

A ヨーロッパ地域は、七月二十七日出発　約三ヶ月
B アメリカ地域は、八月か九月出発　約三ヶ月
C 東南アジア地域は九月か十月出発　約二ヶ月
D 中南米地域は八月上旬出発　約三ヶ月

○海外派遣に要する経費は国で負担する。

○派遣団員の資格要件

大衆青年であって、おおむね二十才以上二十六才未満の青年で、健康状態が良好であることなどが要件になっています。

但し、次に該当する方は不適格とされています。

1. すでに海外へ派遣された者
2. 大学などに在学中の者
3. 都道府県並に市町村議会議員の職にある者
4. 将来海外渡航の可能性のある者

おわび

三月一日発行の人口動態のうち転出一七とあるは七一の誤りにつき訂正いたします。

「農地法のはなし」は休みました

農委出張日割

四月は次のとおり、各駐在室に係員が出張しますので、農地の移動手続や、農地問題についてご相談下さい。

出張日	場所
十六日	新飯田駐在室
	大郷駐在室
十五日	鷲巻駐在室
	茨曾根駐在室
十八日	庄瀬駐在室
	根岸駐在室
十九日	臼井駐在室
	小林駐在室

電報電話のお知らせ

日頃電報電話のご利用については、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

昨年三月二十五日から自動式電話局になりましたが、それまでおつけできなかった電話もほぼ開通しましたが、そのごも申し込みが続いており、その方々には大変ご不便をおかけしております。このような状態ですので、電々公社では「すぐかゝる電話」を目標に本年四月から第三次五ヶ年計画で全国に五〇〇万個の電話と一八万個の公衆電話をつけることにしており、それと同時に全国にすぐつながる自動即時にする工事もあはせて進めております。ご承知とは存じますが、電話は、電灯と違って一本一本の電話線が、電話局から延びておりますので、ご近所まで電話がついたからといって電灯のようにすぐおつけできるものではありません。

電話線の少いところではなかなかおつけすることができませんので、早目にお申し込みになっておくことが一番です。お申し込みの手続きは、電報電話局の窓口でご説明いたしますから、お気軽にご相談下さい。申し込み料は無料です。

◎加入者のみなさんへ

白根電報電話局の自動電話では、みなさん方の電話の受話器がはずされている時が多いという統計が出ております。かゝらないというお申し越を調査した結果、受話器がはずれていることが多いようです（勿論それだけご利用が頻繁であることも第一の理由でしょうが）。

例えば、相手がお話中の場合続けてダイヤルを回わしていますと、貴方の電話が話中となって相手から、かからないことになります。相手が話中のときは、二—三分過ぎてからダイヤルを回わすのが最も能率的だといはれています。

図書館だより

◎魚拓
—歳時記と作り方—
佐藤魚水著

魚拓というものは、魚を材料とした版画であり、拓本である。最近は、つり人だけでなく多くの人々の間に普及し、芸術分野を作ろうとしている。この本は、著者が作った魚拓のなかから一〇〇種類を選び、それに魚のことと、季節の事柄などを文章として、歳時記風にまとめたもので、ある意味では、魚拓図鑑ともいえるものである。

なお、魚拓の歴史から、作り方、応用までを書き加え、魚拓を作る人の参考となるようにしている。（A 5・二〇〇頁　内田老鶴圃）

◎かん官（がん）
—側近政治の構造—

三田村泰助著

かん官とは、東洋諸国で後宮に奉仕した去勢男子の小吏である。アジア、とくに中国の歴史においてこのかん官のはたした役割は非常に大きいといわれている。しかし、それについて述べた書物や論文は意外に少ない。

この本は数奇なかん官の全貌を描いたもので、はじめにかん官とは何かということと、かん官に結びついた諸要素を説明し、つぎにかん官のもっとも活躍した漢・唐・明の時代をとりあげ、おのおのの時代を背景にした特色を指摘するように構成している。

（B 40・二二一頁・中央公論社）

◎熱球悲願

長島茂雄著

著者がこの『熱球悲願』を「スポーツタイムズ」に連載しはじめたのは、まったくスランプのどん底にあえでいた頃で、気持ちに励みを与える意味で筆を進めたと、あとがきでいっている。スランプとの戦い、少年時代、佐倉一高時代、立大時代、試練の嵐、光への道、三冠王に挑む、はてしなき前進、と章を追って書かれている。（B 6・一八一頁・白鳳社）